

## 市川市条例第13号

### 市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、江戸川放水路においてかき殻等を捨てることを禁止することにより、江戸川放水路を安全かつ清潔に利用することができる環境（以下「利用環境」という。）の保全を図ることを目的とする。

#### (適用区域)

第2条 この条例の適用を受ける江戸川放水路の区域は、市長が別に指定する区域とする。

2 市長は、前項の区域を指定したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

3 市長は、第1項の区域を指定したときは、江戸川放水路を利用する者（以下「利用者」という。）への周知を図るために必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の区域を変更することができる。この場合において、前2項の規定は、当該区域の変更について準用する。

#### (利用者の責務)

第3条 利用者は、江戸川放水路の利用環境の保全に努めなければならない。

#### (市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項に関し必要な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

- (1) 利用者に対する江戸川放水路の利用環境の保全に関する意識の啓発
- (2) 利用者が行う江戸川放水路の利用環境の保全に関する活動の支援
- (3) その他江戸川放水路の利用環境の保全に関し必要な事項

#### (かき殻等の投棄の禁止)

第5条 何人も、江戸川放水路において、かきその他の貝の身を取り出した殻（以下「かき殻等」という。）を捨ててはならない。

#### (関係機関との協力)

第6条 市長は、この条例の目的を達成するため、必要があると認めるときは、

江戸川放水路を管理する国その他関係機関に対し協力を要請し、又は当該関係機関からの協力の要請に応じるものとする。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第8条 市長は、第5条の規定に違反してかき殻等を捨てた者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

2 市長は、前項の規定に基づき過料を科するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公布の日から、第8条の規定は同年10月1日から施行する。